

○国土交通省告示第千五十三号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の三第二項第一号及び第二号の規定に基づき、特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千四百十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月二十九日

国土交通大臣 太田 昭宏

第二中「特殊な構造又は使用形態の特殊な構造又は使用形態」を「特殊な構造又は使用形態」に、同第一号中「及び第四号」を「、第四号及び第六号」に、同第二号中「及び第五号」を「、第五号及び第六号」に、同第三号中「次に定める構造」を「令第二百二十九条の十二第一項第六号の規定によるほか、次に定める構造」に改める。

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。